

## 慶弔規程

本規程における「組合員」とは、川崎市社会福祉協議会労働組合同規約第 5 条に定める組合員を指し、同規約第 5 条の 2 に定める準組合員は含まないものと定める。

- |     |                        |               |
|-----|------------------------|---------------|
| (1) | 組合員が結婚したとき             | 全労済自治労共済本部による |
| (2) | 組合員及び組合員の妻が出産したとき      | 10,000円       |
| (3) | 組合員が死亡したとき             | 全労済自治労共済本部による |
| (4) | 組合員の配偶者及び一親等の親族が死亡したとき | 全労済自治労共済本部による |
| (5) | 組合員が10日以上入院をしたとき       | 5,000円        |
| (6) | 組合員が退職したとき             | 全労済自治労共済本部による |